

政策15 住民協働の推進

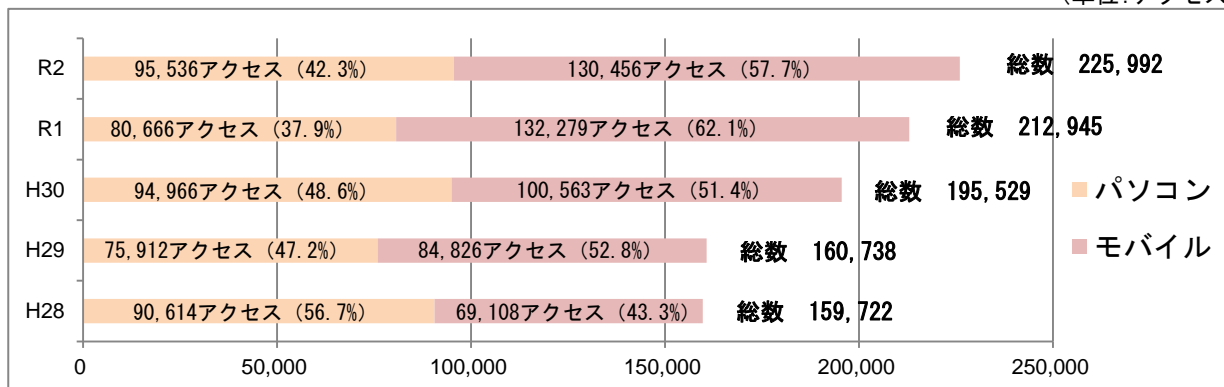


現状

平成23年度に施行したまちづくり基本条例に基づき、町民と行政が目的や課題を共有し、町民・行政の役割分担のもとにまちづくりを進めることとしています。特に地域コミュニティの核となる行政区は、行政区長が中心となり、コミュニティの活性化が図られています。その一方で、SNSの進展に伴い若者を中心にコミュニティが町内を超え、道内、道外、世界とその範囲が広がっています。

【町ホームページアクセス数の推移】

(単位:アクセス)



(資料:総務課)

課題

- 人口減少が進むなか、リーダーの高齢化や行政区等への未加入問題などがあることから、地域の活力を維持し、町民自治を実現する対策を講じる必要があります。
- 町民がまちづくりに参加するには、まちに興味を持つことが重要であり、まちづくり情報を積極的に多様な方法で発信しなければなりません。
- 町外からもまちづくりに参加してもらうための関係人口を増やす取組として、町内外へ広く情報発信・情報共有を図る必要があります。
- 男女が共に支え合うまちづくりを推進していくためには、仕事と生活の両立、女性のキャリア形成支援などの取組が求められています。

展開方針

町民と行政が互いに情報共有し、受動的ではなく、ともに支え合う仕組みを様々な分野で進めます。

実施する施策

- ①情報発信・広聴活動の強化
- ②住民活動の促進
- ③平等な社会の確立



実施する施策の内容

①情報発信・広聴活動の強化

行政情報やまちづくりに関する情報を正確かつ速やかに様々な方法で発信します。また、町民のニーズや意見を的確に把握し、町政に活かす広聴活動に努めます。

【役割分担】

町民	町
<ul style="list-style-type: none"> ●町からの情報を確認する。 ●町の情報を発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●町の情報を広く発信する。 ●まちづくりなどの意見を聴取する機会を創出する。

【成果指標】

指標となる項目	現況 (R2)	1年目 (R4)	2年目 (R5)	3年目 (R6)	4年目 (R7)	目標 (R8)
SNSによる年間情報発信数（件）	50件	104件	104件	156件	156件	208件
<p>広く町民、町外者にまちの情報を発信することが、まちに興味を持ち、まちづくりにつながることから、SNSによる年間の情報発信数とします。</p>						
町民懇談会の参加者数（人）	95人 (R1実績)	225人	250人	275人	300人	325人
<p>町民の意見を直接広聴できる機会である「町民懇談会（まちづくり懇談会）」の実施により、町民のニーズや意見を聴取できることから、町民懇談会の参加者数とします。</p>						



まちづくり懇談会



実施する施策の内容

②住民活動の促進

町民が主体的にまちづくりや地域づくりに参加できるように、行政区や住民活動団体の支援に努め、住民活動の活性化を図ります。

【役割分担】

町民	町
<ul style="list-style-type: none"> ●行政区活動に参加する。 ●団体や行政によるまちづくり活動に協力し、参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区活動や住民活動を支援する。 ●住民活動に必要な情報を提供する。

【成果指標】

指標となる項目	現況 (R2)	1年目 (R4)	2年目 (R5)	3年目 (R6)	4年目 (R7)	目標 (R8)
行政区活動支援交付金事業数（事業）	22事業	25事業	28事業	31事業	34事業	37事業

町民が主体的にまちづくりや地域づくりに参加する機会が、住民活動の活性化につながることから、行政区活動支援交付金の事業数とします。



行政区主催の納涼祭



実施する施策の内容

③平等な社会の確立

多様な主体がお互いに連携し、支え合い、誰もがお互いの人権を尊重し合える共生社会の実現のため、男女共同参画を推進するとともに、障がいのある人や外国人に対する偏見や差別、性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別が生じないように人権啓発活動に取り組みます。

【役割分担】

町民	町
<ul style="list-style-type: none"> ●人権について正しい知識を持ち、お互いの人権を尊重し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発活動や人権啓発団体の活動を支援する。 ●女性が学習活動や交流ができる環境づくりを支援する。

【成果指標】

指標となる項目	現況 (R2)	1年目 (R4)	2年目 (R5)	3年目 (R6)	4年目 (R7)	目標 (R8)
人権啓発活動実施件数（回）	1回	2回	2回	2回	2回	2回
人権啓発を実施することで、人権への理解につながることから、人権啓発活動実施件数とします。						
町内審議会における女性委員の割合（%）	17.0%	19.0%	21.0%	24.0%	27.0%	30.0%
性別を問わず多様な主体が活躍できる環境づくりが必要であることから、町内審議会における女性委員の割合とします。						



人権の花運動



政策15 **住民協働の推進** 【主要な取組事項】

- 多様な情報発信手段を活用した情報発信体制の充実
- 町民の意向を把握する体制の確保
- 行政区活動、住民活動団体及び住民活動の支援
- 広報誌、啓発チラシ等での住民活動に必要な情報提供
- 広報誌、チラシ等による男女共同参画の啓発
- 人権啓発団体等への支援・啓発
- 女性団体への学習活動や交流などの情報提供



総合行政審議会

